

# 署名 3200筆を超える

ご奮闘ありがとうございます



・発行所  
治安維持法犠牲者  
国家賠償要求同盟  
〒113-0034東京都文京区  
湯島2-4-2全労連会館  
国賠同盟岩手県本部  
〒020-0013盛岡市愛宕町  
17-4 牛山靖夫  
T/F 019-623-8648

▼『昭和県政覚書』と5人の新聞記者  
牛山靖夫  
▼呼子と口笛（9）「飛行機」盛岡市 鈴木満  
▼連載第7回 治安維持法成立から100年  
藤田廣登

▼女性部学習会報告

コロナ緊急事態が終了5類へ  
▼新型コロナウイルス感染者の国  
内初感染から約3年4ヶ月。5月  
8日、感染法上の位置付けが「2  
類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行しました▼日本全国の  
感染者累計は3380万3572人、死者  
の累計は7万4694人、岩手県は感  
染者23万7848人、死者624人、  
日本人の感染割合は約40%です。これ  
に先立ち5日、WHOのテドロス事務局  
長は、緊急事態の終了を発表しました。  
3日までにWHOに報告された感染者数  
は7億6000万人を超え、死者は69  
2万人余りですが、未報告を含む実際の  
死者数は少なくとも2000万人に上る  
とのことです▼行動制限が大幅に緩和さ  
れた今年のゴールデンウィークはコロナ  
以前の賑わいが戻ってきたかのようでし  
たが、「5類」への移行に伴い感染拡大  
の不安や医療費の問題等を考えるとまだ  
まだ感染への恐怖は続くと予想されます  
▼この間の医療体制で救える命はなかつ  
たのか、生業と暮らしへの支援はどうあ  
るべきだったのか、新たな感染症に備え  
るためにもしっかりと総括することが重要  
です。感染症に負けない自己免疫力の強  
い身体作りのできる生活の確立が個人だ  
けでなく国にも求められます。（D）

## 県メーデーで署名を訴える

国会請願では、  
岩手・東北選出の小沢一郎、階猛、横澤  
高徳、高橋千鶴子、岩渕友の5議員に紹  
介議員をお願いします。

5月1日の岩手県中央メーデーで、  
国賠同盟の幟とゼッケンでアピールしな  
がら署名を呼びかけました。3日の憲法  
集会と合わせ、100筆を超える署名が  
集まりました。幟を掲げてのメーデー参  
加はここ数年なかつたことです。署名の  
呼びかけにしつかり耳を傾けて協力して  
くださる方がたくさんおり、励みになりました。

各支部、会員のご奮闘、各団体のご協力ありがとうございます。詳細の報告は、5月16日の国会請願が終つてから6月号の「不屈」に掲載します。

国会請願では、



## 三閉伊一揆170周年 畠山多助没後150周年

### \*顕彰と語る会

5月27日(土)

- ◎顕彰会 10時～本誓寺 多助墓所
- ◎語る会 11時半～橋本屋蕎麦店  
(本町通)

主催 南部三閉伊一揆を語る会



### \*三閉伊一揆のあらましの講演と質問に答える公開学習会

6月4日(日)10:00～12:00

盛岡中央公民館 大会議室

講師：牛山靖夫 主催：国賠同盟

\*連絡先 牛山靖夫 TEL/FAX 019-623-8648

田中館安子 TEL 090-9743-6123

若の方を誘つて、みんなで学びあいましょう。

### 社会運動の主な出来ごと

では、『覚書』にはどんなことが載っているのか。

○岩手に初めての社会主義思想をもたらした片山潜の盛岡での演説会のこと。

## 三閉伊一揆の学習会を開催します

5月27日の三閉伊一揆170周年、畠山多助没後150周年の検証と語る会については4月号でご案内しましたが、一週間後の6月4日に同盟の牛山会長を講師に三閉伊一揆の公開学習会を行います。若い人たちの中には、三閉伊一揆を知らない人もおられるところから、岩手の誇る民衆の闘いについて是非知って頂きたいと考えました。

講師の牛山同盟会長は、三閉伊一揆研究の第一人者です。現在は両眼が不自由になり、新聞や本が読めない状況ですが、話すのはお元気ですので、話一揆のあらましを語つていただき、なんでも質問に応えてください。

『昭和県政覚書』という面白い本がある。岩手日報の前身、新岩手日報社が新聞の連載を上下2巻にまとめたもので、1949年11月に発行された（以下『覚書』）。

面白いのは、下巻に「無産運動の巻」があり、岩手の社会運動のあらましを知ることができることである。1949年の発行だから、戦前の社会運動のあゆみをたどることができる本としては、岩手で最初の本もある。

同盟が『新しき明日をめざして』治安維持法で弾圧された岩手の人ひとく（以下テキストといふ）をまとめるにあたり『覚書』は参考文献の一つであった。

もう一つ面白いのは、『覚書』の筆者たちである。五人の新聞記者（太田俊穂、工藤末次郎、大橋初郎、白藤五郎、松本政治）が担当しているが、五人とも青年時代には社会主義運動で活動したり、弾圧の犠牲者としてテキストに登場する人たちなのである。

## 五人の新聞記者たち

牛山 靖夫

『昭和県政覚書』と



小森 智円



石川 金次郎



荒木田 忠太郎



横田 忠夫

- 片山潜の演説を聞き、「平民新聞」の読者となり、岩手で最初の社会主義者となつた小森智円のこと。
- 岩手で最初の社会主義思想団体とされる「牧民会」を石川金次郎らが結成したこと。
- 親子3代にわたる小つなぎの入会権争議のはじまり。
- 漁民のたたかいとして全国に知られた綾里のアワビ争議。
- 6000人の労働者のストライキに軍隊が出動した釜石鉱山大争議のこと（荒木田忠太郎）。
- 労働農民党の結成と初の普通選挙法による総選挙のこと。
- そして3・15大弾圧事件。
- その後の横田忠夫を中心とする岩手無産党や社会大衆党の活動のことなどが載つている。
- さらに（未遂に終わった飛鳥（あすか）の大暴動事件）といふ新聞に載らない、表に出なかつた事件のこともある。
- 労働組合評議会の山本縣藏がオルグに来たらしい。事件のことはいまに不明だが、山本が持参した堺利彦が揮毫した啄木の歌の扁額が存在する。
- 最後の項はへ事変の発生で労農運動壊滅す／＼だが、ここにはへ本県運動によきにつけ悪しきにつけ多彩な足跡を残して自殺を遂げた／＼と、横田忠夫の死を伝えている。
- これらの詳細はテキストの解説編、名簿編、年表編の該当する箇所を読んでいただければと思う。

## 五人の記者の戦前の略歴

### ▼太田俊穂

1926年＝大正15年に盛岡中学校に社会科学研究会＝社研ができると、五年生の工藤末次郎、三年生の鈴木恭平、一年生の白藤五郎や柳館与吉（のちに初代同盟県本部会長）

らがいた（テキスト29P）。

1929年＝昭和4年3月5日、治安維持法を死刑法に改悪することに反対した山本宣治議員が右翼に刺殺された。このとき大学入試のため上京していた太田と鈴木恭平は東大赤門前を行く山宣の葬列を見送つた（テキスト127P）。

社研では学習会のテキストに山川均の「資本主義のからくり」が使われた。岩手放送の会長室で太田会長にはたびたび昔話を聞かせてもらつた。あるとき、わざわざ自宅の本棚から探してきた「資本主義のからくり」を見させてくれた。また「君たちは貧乏人の味方なんだからこれでいいだろ」と云つて、昼食時にラーメンを取り寄せていただいたこともある。

▼工藤末次郎 「特高月報」には、盛岡中学校を卒業後、へ早稲田第2高等学院を中退。1931年＝昭和6年4月、治安維持法違反で、共産青年同盟員、共青北部地区オルグ、同北部地区委員長、無産青年城西支局責任者として警視庁に検挙され、起訴された。23才／＼である。（テキスト101P）。

同盟のテキストが発行されると、仙台市の小田中聰樹東北大名誉教授から感想と本の追加注文をいただいだ。その中に、工藤について「私の存じ上げている方々

や義父の名前に接し感慨をもつた」とあつた。工藤は〈義父〉であつた。

▼大橋初郎 1930年=昭和5年8月、仲間と社会科学研究会を組織。10月赤色救援会盛岡地区委員会を確立。盛岡の出身者を通じて弘前歩兵連隊の兵士を組織しようとして、11月治安維持法弾圧事件で検挙され、懲役2年、執行猶予5年となつた（テキスト34P・86P）。

1933年=昭和8年3月の三陸大津波では、被災者救援のため田老に入つた東京の医師、看護婦が検挙されたため、その救援に向かつたが大橋も検挙された（テキスト86P）。

戦後は岩手日報の記者となり、労組の委員長にもなつた。1975年に亡くなる前は、日本共産党の旗びらきに招待されていて、親しく話を聞く機会が持てなかつたのは残念だ。

▼白藤五郎 1931年=昭和6年に盛岡中学校を卒業し、代用教員となつた。花巻の三田善右衛門らのマルクス主義学習会に参加した。また三田たちの消費組合の活動を支援した。このため1933年=昭和8年検挙された（テキスト174P）。

戦後、岩手日報の記者となり、労組の委員長をつとめ、1950年レッドページされた。45才で病没。

妻の至（よし）は新婦人や医大生協で活動した。下宿屋をを営み、多くの学生や活動家が世話になつた。長男の力（ちから）はブナ原生林など自然保護運動で活動した。

▼松本政治 戦後は盛岡啄木会の会長で知られている。1919年=大正8年暮、社会主義思想団体牧民会ができると



17才で参加した（テキスト23P）。

1922年=大正11年7月、中条（宮本）百合子らのよびかけでロシア飢餓救援活動では、仲間とともに「牧冷人」（牧民会のレーニンか）の名でカンパしている（テキスト187P）。

## 啄木の「呼子と口笛」を 読んでみませんか（9）

### 「飛行機」

盛岡市 鈴木 満



詩集「呼子と口笛」の八番目、最後の詩が「飛行機」です。「呼子と口笛」は知らないが、「飛行機」は見たことがあるという人は結構います。平易で読みやすく、啄木の詩の中では一番知られた作品ですが、評価も際立つて高く、明治末期の新しい風俗詩ともいいうべき美しい詩情に満ちた、詩人としての啄木の到達点を示す作品であると言われています。

### 飛行機

見よ、今日も、かの蒼空（あおぞら）に  
飛行機の高く飛べるを。

給仕づとめの少年が



啄木自筆のノート紙

たまに非番の日曜日、

肺病やみの母親とたつた二人の家にゐて、ひとりでせつせとリイダアの独学をする眼の疲れ……

見よ、今日も、かの蒼空に  
飛行機の高く飛べるを。

暗い少年の生活と明るい少年の希望との対照。その眼路のはてに、人類の未来をめざす飛行機が飛んでいる。この詩境を同時代の詩人・作家の佐藤春夫は「前人未到の詩境」であると次のように言っています。

「彼の短歌の特色をさながら詩で見せたようなもので、また独自の世界を開いている」

「啄木自身と分身とも思われる貧しい少年に寄せた愛情の美しさとこの前人未到の詩境の発見の功とが尊い。簡素に生氣のある作品である」と。

「飛行機」が「前人未踏の詩境」を表しているとは、六十年前の私には読み取ることができませんでした。啄木が学んだ盛岡中学の後継校に入学し、消去法で入部した文研部の部室の壁に「飛行機」の詩が貼ってありました。その時は特に心打たれる詩とは思えませんでした。飛行機を見るに意味があるとは思えず、給仕づとめの少年に目を向けることに共感する気持ちになれませんでした。

今は違います。啄木のことを多少知った今は。啄木は一年単位で変化成長してきた稀有な人です。自己を全うしようとして浪漫主義に没入し、現実に向き合う中で自然主義に進み、現実の矛盾を根本的に変革する志を強め社会主義に至る啄木の生涯の歩みを知り、その最終到達作品、革命詩集「呼子と口笛」の

八編の最後に置かれた作品として「飛行機」を読む今は、「給仕づとめの少年」が明治の青年の現実の形象であり、飛行機がまさに未来の可能性の象徴であると素直に読むことができます。

「飛行機」が書かれたのは、明治四十四年（一九一一年）六月二十七日。その前年の六月、大逆事件の報に接し、啄木は青年が強権に押しつぶされる「時代閉塞の現状」を書きます。そして「九月の夜の不平」と題した一連の短歌の中に「秋の風我等明治の青年の危機をかなしむ顔撫でて吹く」を書きます。その一年後の思い決した最後の作品が詩集「呼子と口笛」であり、その末尾の詩「飛行機」です。

飛行機が東京の空を始めて飛んだのは、明治四十三年十二月十九日。啄木が実際に目撃したかどうかはわかりませんが、私は、飛行機飛ぶの報に「新しき明日の来るを信ず」の思いを強め、明治の青年に「見よ、今日も、かの蒼空に／飛行機の高く飛べるを。」と励ましの叫びを発している啄木を想像し、胸が熱くなります。

（完）

感想をお寄せください。

「啄木の『呼子と口笛』をよんでもませんか」は今回で完結となりました。鈴木満さん、毎回貴重な評論、ありがとうございました。  
啄木の著名な短歌しか知らないなかつた私は、毎回新たなことを知り、久しぶりに講義を受けていた気がして樂しみでした。もう一度、通して読んでみたいと思います。

短くて構いません。感想をお待ちしています。

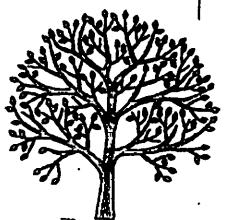
訃報

心からお悔み申し上げます  
相沢 洋 4月14日没 87歳 盛岡市

# 治安維持法成立から一〇〇年

藤田 廣登

## 21世紀を真に人権と平和の世紀にするために



### 六、戦前の国家的権力犯罪はどう「決着」されたのか

本稿をまとめるにあたって、わが国は「国家的権力犯罪であつた治安維持法にどのような「決着」をつけて戦後を出発させたのか」という問題意識を投げかけたいと思います。それは、わが国政治の今日の有り様と密接に繋がっていると考えるからです。そのせめぎ合いの75年間と向き合ったためでもあります。

### ポツダム宣言後も政府のサボタージュ

1945年8月14日、わが国はポツダム宣言を受諾して全面降伏しました。ポツダム宣言第6項には「日本国国民を欺瞞し之をして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力及勢力は永久に除去せらるべからず」とあり、戦争を推進した勢力を「永久に除去」することを求めていました。そしてその第10項には、「日本国政府は日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障礙を除去すべし言論、宗教及思想の自由並に基本的人権は尊重確立せらるべし」（カタカナはひらがなにした）という条項を規定しています。



にもかかわらず、治安維持法は日本軍国主義の敗北・終戦の直後も時の政権によつて持続されていました。三木清が獄中にされ、その死が9月26日だったこと、「横浜事件」の被告イ

多々が敗戦直後も釈放されず裁判が続行され、判決が出された事にも示されます。敗戦は直ちに絶対的支配力を持つ天皇制権力の崩壊とならず、占領軍の支配下も持続していたのです。わが国の支配権力は、日本の民主化をサボリ続け、忌避し続けました。ここにわが国「戦後」の再出発が、戦前の支配構造にきちんと決着をつけて再出発できなかつた特殊性があります。その状況を見てみましょう。

1945年8月30日、進駐軍のマッカーサー司令官が厚木に到着、9月2日には米艦船ミズーリ号艦上で無条件降伏文書の調印が行われ、15日にはGHQ・連合国総司令部が東京・日比谷におかれました。

こうした状況下においても、当時の東久邇宮（ひがしくにのみや）内閣の山崎巌内務大臣は「思想取り締まりの秘密警察は現在なお活動を続けており、「反皇室的宣伝を行う共産主義者は容赦なく逮捕する」「政府形態の変革とくに天皇制廃止を主張する者は、すべて共産党員と考へ、治安維持法にて逮捕される」（1945年10月5日「東京朝日新聞」、イギリスの外国特派員イ

ンタビュ）と述べ悪法にしがみつく姿勢が見られます。

そこで、G H Qは日本政府にポツダム宣言に基づいて「政治的、市民的及び宗教的自由に対する制限の撤廃」を要求、治安維持法の撤廃と政治警察の廃止、すべての政治犯の10月10日までの釈放を日本政府に命令し、山崎内相の罷免を要求しました。これを受け入れがたいとした東区久邇宮内閣は54日間で崩壊、幣原喜重郎内閣に代わりました。

この「人権指令」によつて、初めて政治犯の一斉釈放が実現したのです。この時、釈放または自由制限を解除された政治犯は、治安維持法違反関係272人、国防保安法違反関係77人、言論などの違反関係90人、合計439人、予防拘禁に付されたもの17人、保護観察に付されていたもの2226人、総計2682人でした。

「人権指令」による措置は広範囲にわたつていきました。それは次の4項目（筆者要約）です。

- ①思想、宗教、集会、言論の自由に対する（…）一切の法律、勅令、命令、条例、規則の一切の条項（治安維持法、思想犯保護観察法、予防拘禁手続き令、国防保安法、軍用資源秘密保護法、宗教団体法及びその他を含む）を廃止し、直ちにその適用を禁止すべし
- ②一切の秘密警察機構（…）の部署又は機能を廃止すべし
- ③拘禁、禁錮せられ、保護又は観察下にあるものは（…）直ちに釈放すべし

④内務省の官庁より内務大臣（…）いかなる警察機構の下

に於けるいかなる地位に再任命せらる」と無かるべし  
こうして治安維持法が正式に廃止されたのは10月15日、明治時代から続いていた治安警察法も11月21日相次いで廃止されました。

12月29日、「ポツダム勅令」730号公布によつて、弾圧諸

法の刑に処せられた者に「将来に向かつてその刑の言渡しを受けざりしものと見做す」とされ、国が政治犯として裁き、投獄・弾圧したことの誤りを事実上認めた形を取つたことは、民主化の新興の前進方向でした。しかし、この措置は「刑を確定しなかつた者一圧倒的多数の犠牲者」には何の配慮もされていないのです。そして、「刑を受けた者」にも、犠牲者全体にも謝罪も賠償も行われなかつたのです。

こうした中で新憲法づくりが進行しました。1947年5月3日に施行された国民主権主義、侵略戦争反対の主張を徹底した「戦争の放棄」、基本的人権の保障と健康で文化的な人間らしく生きる権利の獲得、男女平等、労働者の団結権・争議権・団体交渉権の獲得、地方自治など、平和憲法、民主憲法とよばれるにふさわしい憲法になつたのです。それは、戦前・戦中の治安維持法犠牲者の命を賭した闘いが礎（いしづえ）となつたのでした。その憲法の第17条で「国民の国家賠償請求権」を保障させたことが、その後の人権闘争、公害闘争や基地闘争などの発展に大きな意義を持つことになりました。

## 戦犯、公職追放とその解除・復活のたたかい



ついで、G H Qは1946年1月4日、侵略戦争を推進した勢力とそれを援けた勢力を完全に追放し、民主日本の建設のために「公務従事に適せざる者の公職よりの除去に関する覚書」を発表、これを受けた日本政府は、同年2月28日「公職追放令」（勅令109号）を公布し、A項・戦犯、B項・職業軍人、C項・秘密愛国団体、D項・政治団体有力指導者、E項・海外開発機関、F項・占領地行政官、G項その他の者、を指定し、特

高警察 319人、思想検事 37人を含む20万人とも、5935人とも言われています。

思想検事はG項該当者とされました。

しかし、①敗戦時の特高警察は4958人とも、5935人とも言われています。そのほとんどは解職されましたが、そのうち「公職追放令」で公職に就くことを禁じられたものは僅か319人過ぎませんでした。

②さらに、この「民主化政策」もアメリカの対日支配の反動化のために、朝鮮戦争を前後して追放解除が進行し、1952年4月28日のサンフランシスコ講和条約・日米安保条約の発効までに、20万1507人が追放解除されました。

1949年に中華人民共和国（中国）が成立したころから、反ファシズム連合国を代表するという名目で日本に駐留していたアメリカ占領軍は、単独支配に変えてポツツダム宣言を無視し、戦争犯罪人を復活させただけでなく、反戦平和のため鬪つた人々を迫害し始めました。国内での反共政策を一層強化してレッド・ページなどで、共産党や民主勢力に対する一連の攻撃を拡大しました。

（次号へ続く）



## 《女性部学習会の報告》 4月18日（火）6名参加

「治安維持法と現代」2022年秋季号NO.44から

### \* ジェンダー問題—何が焦点か

日本共産党中央委員会ジェンダー平等委員会事務局長

坂井 希

### \* 同盟に女性部はなぜ必要か

同盟中央本部女性部長・副会長 大石 喜美恵

ジェンダー問題に関する2つの論文を読み合い交流しました。

- ・ジェンダーは「社会的・文化的につくられた性差」であり、つくられたものだから変えられる
- ・本来は労働政策や社会保障制度などの貧しさという政治の問題だが、「女だから仕方がない」かのように思わせ、政治の責任を見えなくさせている。一人ひとりの意識を変えると同時に、政治を変えるたたかいでもある。
- ・男女平等といわれてきたが、性は男・女の二つにはっきり区分できるものではなくもつと多様であり、ジェンダー平等という言葉はLGBTなどの多様な性を包摂できる。
- ・ジェンダーギャップ指数で世界146カ国中116位の日本、その遅れの要因として、  
①教育勅語…妻は夫にみだりにさからうな…あからさまな男尊女卑  
　　旧民法・刑法…徹底的な家父長制  
②戦後 財界・大企業によってつくられた差別の構造（男は会社、女は家庭）

いずれもジェンダー差別をテコに国民を国の目標に動員してきた。  
\*一人ひとりの中にある差別意識や偏見を乗り越える「自己改革」と、声を上げた人・  
声を上げられずに苦しむ人たちを忘れず運動していこう、という提起でした。ジェンダーとは何かという根本的なことと歴史的経緯を知ると同時に自分の体験と結びつけて考えることができました。 （田中館安子）



次回女性部学習会 5月30日（火）13:30～盛岡市中央公民館